

( 公 印 省 略 )  
答 申 第 150 号  
令 和 5 年 4 月 26 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

情報公開・個人情報保護審議会  
会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和4年11月4日付け諮問第88号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のこと  
について、別紙のとおり答申します。

記

特定児童の保護に関する会議録

別 紙

答 申

**第 1 審議会の結論**

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が公文書の存否を明らかにしないで非公開とした決定は妥当である。

**第 2 諮問経緯**

1 公文書の公開請求

令和 4 年 6 月 8 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対し、公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和 4 年 6 月 17 日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和 4 年 9 月 2 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、加東こども家庭センター（以下「センター」という。）が保有する特定児童の受理会議録、判定会議録、援助方針会議録、観察会議録のすべて（令和 4 年 1 月から 6 月分）である。

5 諮問

令和 4 年 11 月 4 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

**第 3 審査請求人の主張要旨**

審査請求人が、審査請求書において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 本件審査請求の理由

条例第9条該当とあるが、一時保護された児童については厚生労働省児童相談所運営指針において「会議の経過及び結果は会議録に記入し、保存する」となっていること等から、文書が存在することは既知の事実であり、条例第9条には該当せず、知る権利、情報公開請求権の侵害にあたる。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、次のとおり要約される。

本件対象公文書は、センターが保有する特定児童の受理会議録、判定会議録、援助方針会議録、観察会議録（令和4年1月から6月分）であり、本件対象公文書の存否を明らかにすることにより、条例第6条第1号の「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたいくないもの」を明らかにすることになるため、条例第9条に基づき存否応答拒否とする本件処分を行ったものである。

よって、実施機関の行った本件処分は妥当なものである。

#### 第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求について

本件公開請求は、本件対象公文書の公開を求めるものであり、実施機関は、その存否を答えるだけで、条例第6条第1号の非公開情報を公開することとなるとして、条例第9条に基づき、その存否を明らかにせずに公開請求を拒否する本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しを求めているが、実施機関は本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象公文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

## 2 本件対象公文書の存否応答拒否の妥当性について

本件公開請求は、センターが保有する特定児童の受理会議録、判定会議録、援助方針会議録、観察会議録（令和4年1月から6月分）全ての公開を求めるものであるため、本件対象公文書の存否を答えることは、特定児童が保護されている事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせることとなると認められる。

本件存否情報は、条例第6条第1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないものに該当すると認められる。

したがって、本件対象公文書は、その存否を答えるだけで条例第6条第1号の非公開情報を公開することとなるため、条例第9条の規定により、その存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否したことは妥当である。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。

## 4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

### 審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和4年11月4日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和5年3月23日 第2部会(第105回)	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和5年4月25日 第2部会(第106回)	・ 審議
令和5年4月26日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男